今すぐ透かしを削除する

平成２９年(ワ)第４９５２号　損害賠償請求事件

原告　**Ａ夫、Ａ妻、Ａ娘**

被告　藤井将登

被告準備書面(3)

平成３０年５月３０日

横浜地方裁判所第７民事部ろ係　御中

被告訴訟代理人　弁護士　**B**

１　本訴訟の内容について

被告はただ、自らの居室内において、喫煙していたというだけで、何らの違法行為も行っていないにもかかわらず、「４５１８万３４５９円を支払え。」との訴訟を提起された。

また、原告らは被告に対し、裁判所から「自宅において、喫煙してはならない。」との命令を発することを求めている。どのような法的根拠により、このような義務が課せられるのかも明らかにしないままに、である。

そして、本日までに、すでに４回の口頭弁論が開かれている。

２　「完全に止める義務」について

原告らは、被告に対し、「『完全に止めろ』とか、『完全に止める義務』の有無ということではなく、…どういう配慮や制約を受け入れてくれるか…ということであろう。」とも述べている（原告準備書面(3)１９頁）。

しかし、本訴訟における原告らの請求の趣旨（第２項）は「被告は、自宅…において、喫煙してはならない。」というものである。何らの条件も付さず、被告に対し、自宅において、一切の喫煙を禁止することを求めている。

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

これはまさに「完全に止めろ」ということであるから、「完全に止める義務」がなければ、このような請求が成り立たないことは、明らかである。

3　「医師の専門的な医学的見解」について

また、原告らは、すでに４回目の口頭弁論期日となる本日時点でもなお、「更に今後、…医師の専門的な医学的見解を得たいと考えている。」という（原告準備書面(3)２０頁）。

しかし、被告は、すでに答弁書（平成３０年１月１０日付。平成２９年１２月２７日直送）において、「原告の提出する診断書（甲１～３）」の問題点を指摘していたのであるから（答弁書３頁）、もし仮に、原告らが、上記のような立証をするのであれば、本日（答弁書を直送した日からは、５か月以上たっている。）までにすることも、十分に可能であった。

また、本件では、被告について「自らの居室内において、喫煙してはならない義務」が法的に根拠づけられない限り、いずれにせよ、原告らの本訴請求は成立しないのであるから、上記の「医学的見解」の提出を待たずとも、本件訴訟は、すでに「裁判をするのに熟した」（民訴２４６条）とも考えられる。

4　求釈明に対する回答について

原告らは、被告に対する求釈明の回答を得た上で、本日までに「原告らとしての主張立証を尽くす」とのことだったので、被告は回答をしたのであるが、これに対し、原告らは「明らかに事実と異なる回答を行っている部分も少なくないものと考える。」などと論難する（被告準備書面(3)１５頁）。

そして、例えば、原告らは「被告が不在時でも…タバコの副流煙が…充満し…大量に流入してきた…」から「藤井家では、被告以外にも喫煙者がいる事は間違いないと考える。」という。また「被告の主張」する「この本数で、果たして…原告らが受動喫煙証…になるであろうか。」という疑問があるから「そんな少ない本数での被害では絶対にない。」などと主張する（被告準備書面(3)１６頁）。いずれも、我田引水である。

症　原告

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

「被告が不在時でも」原告宅に「充満」し「流入」してきたという何ものか（「タバコの副流煙」？）は、被告と無関係であることは明らかであるし、また「被告の喫煙している本数」では、原告らの主張するような「受動喫煙症」や「化学物質過敏症」にはならないとすれば、つまり、被告には、原告の主張する「受動喫煙症」や「化学物質過敏症」についての責任はないと考えざるを得ないのである。

5　応訴の負担について

被告にとって、４５００万円を超える法外な金額を「支払え。」という裁判の「被告」の立場に置かれ続けていること自体、極めて大きな負担である。

しかも、原告らは、被告が何らの犯罪行為をもしていないにもかかわらず、警察に対しても、執拗に働きかけをしてきた。

のみならず、今回また、「原告は改めて、住民の方々に書面にて喫煙の有無について確認し、皆さんに署名押印をいただいた（甲２５の１～５）。」という（原告準備書面(3)４頁）。

被告は、以前にも、「原告らが、隣人らに対し、まるで被告が犯罪者であるかのように、本件について話をすることは、被告への名誉毀損にも当たると考える。」ことを指摘した（被告準備書面(1)３頁）。にもかかわらず、上記のように、隣人らを巻き込むような形で、本訴訟を継続し、いつまでも「被告」の立場に置かれ続けることは、被告にとって、耐えがたいことである。

可及的速やかに弁論を終結し、判決を頂きたいものである。

以　上

pdfelement